

旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準

第1 趣旨

旭川市水道局が発注する建設工事及び業務（以下「建設工事等」という。）の確実かつ円滑な施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「共同企業体」とは、建設工事等の施工又は履行を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

第3 施工方式

共同企業体による建設工事等の施工若しくは履行は、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し工事等の完成に当たる共同施工方式（共同履行方式）によるものとする。

第4 対象工事等

共同企業体による施工若しくは履行できる建設工事等は、次の各号に掲げる規模の工事で、かつ、共同施工によることが適当と認められるものとする。

- (1) 土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事 予定価格が5,000万円以上
- (2) その他の建設工事等 予定価格が3,000万円以上

2 第1項の規定にかかわらず、技術的難度が高い工事等で共同請負により施工させることが特に必要と認められるときはこの限りでない。

第5 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、建設工事等の規模、技術的難度等により、特に必要と認められるときは、適宜構成員の数を増やすことができる。

第6 構成員の組合せ

等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする。

第7 構成員の資格要件

全ての構成員が次の各号の要件を満たすものとし、建設工事等ごとに定める要件については、一般競争入札の公告により示すものとする。

- (1) 発注工事に対応する建設工事等の種別について旭川市水道局建設工事等入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (3) 発注工事等を構成する一部の工種（業種）を含む建設工事等について元請けとしての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工又は履行した経験を有していること。
ただし、高度な技術等を要しない建設工事等についてはこの限りではない。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。ただし、請負金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条で定める額以上の工事については、監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。なお、構成員の出資割合による請負金額が、この金額を下回る場合はこの限りではない。

- (5) 前号の規定による監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合は、監理技術者は他の工事現場 1 件に限り兼任することができる。

第 8 結成方法

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。ただし、予備指名を行った場合は、予備指名を受けた者による自主結成とする。
- (2) 共同企業体の協定書は別紙に定めるところによる。

第 9 出資割合

各構成員の出資割合は、均等割の 10 分の 6 以上とする。

なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

第10 代表者の選定

代表者は、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

第11 存続期間

- (1) 発注工事等の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後 3 ヶ月を経過するときまでとする。
- (2) 発注工事等の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事等に係る契約が締結されたときまでとする。

第12 入札参加形態

共同企業体と単独企業との混合入札は行わないものとする。

附 則

- 1 この運用基準は、平成 2 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取り扱いについては、従前の取り扱いによるものとする。

附 則

この運用基準は、平成 3 年 6 月 13 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 15 年 5 月 7 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和8年9月1日から適用する。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 旭川市水道局発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

工事名 _____

(2) 前号に附帯する事業（追加又は関連事業等も含む）

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、当該工事の請負契約履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表し監督官公庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 構成員の出資割合は、次のとおりとし、当工事の請負代金の変更があってもこの比率は変えないものとする。

会 社 名 _____ %

会 社 名 _____ %

会 社 名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は _____
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ）をするものとする。

2 当工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務は第三者に承継させてはならない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 16 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体解散後、当企業体の施工した工事につき、かしが発見されたときは構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか____社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書
_____通を作成し、各構成員が記名押印し、各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代 表 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 _____ (印)

構 成 員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 _____ (印)

構 成 員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 _____ (印)